

名証自規G第6号
平成17年3月28日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

「個人情報の保護に関する法律」の施行に伴う当取引所への
報告等に関する留意事項について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、御高承のとおり、先般、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、個人情報の適正な取扱いを定める、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）が制定され、平成17年4月1日からは、同法第4章の個人情報取扱事業者の義務等に係る規定が施行される予定となっていることから、当該規定の施行に伴う当取引所への報告等に関する留意事項について、下記のとおりお知らせします。

敬 具

記

個人情報保護法第23条第1項（第三者提供の制限）及び同法第16条第1項及び第3項（利用目的による制限）に係る取扱い

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第23条第1項において、法令に基づく場合等の一定の場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することが禁止され、また、同法第16条第1項において、同条第3項で適用除外とされる法令に基づく場合等の一定の場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことが禁止されています。

証券取引所では、証券取引法上求められる取引所有価証券市場の公正な価格形成と円滑な流通の確保及び投資者保護を図るための業務（以下「自主規制業務」といいます。）の遂行のために、証券取引法に基づいて定款等諸規則を定め、報告、適時開示（いわゆる軽微基準に該当する会社情報の適時開示を含みます。以下同じ。）等を求めています。以上が、上場会社がこうした証券取引所の自主規制業務遂行のために必要な報告、適時開示

等をする場合は、個人情報保護法第 23 条第 1 項（第三者提供の制限）及び同法第 16 条第 3 項（利用目的による制限）の「法令に基づく場合」に該当する旨金融庁より示されております（別紙参照）。

したがって、貴社が個人情報取扱事業者に該当する場合において、貴社が当取引所の有価証券上場規程その他の規則に基づき、当取引所に対する報告、届出若しくは書類の提出等（当取引所が公衆縦覧に供するものも含まれます。）又は会社情報の適時開示（以下「報告等」といいます。）を行う場合で、報告等の内容に個人情報が含まれるときに、あらかじめ本人の同意を得ていなくとも、個人情報保護法第 23 条第 1 項（第三者提供の制限）及び同法第 16 条第 1 項（利用目的による制限）の規定に違反することとはならないと考えられますので、当取引所への報告等は、これまでと同様に適切に行っていただくようお願いいたします。

（注）上述のとおり、当取引所の有価証券上場規程その他の規則に基づき、当取引所への報告等を行う場合は、個人情報保護法第 23 条第 1 項（第三者提供の制限）及び同法第 16 条第 1 項（利用目的による制限）による制限の適用対象外となりますが、その利用目的を本人に明示等することを妨げるものではありません。また、個人情報保護法の趣旨を踏まえたと、実務上可能な範囲では、本人が個人情報の利用方法を知り得るようにすることが望ましいと考えられます。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ 上場監理担当

TEL : 052-262-3174 FAX : 052-264-4702

E-mail : syoken@nse.or.jp

【参考】 当取引所における個人情報の取扱い等について

当取引所では、個人情報保護に取り組んでおり、「個人情報の取扱い」及び「プライバシーポリシー」を定め、それに基づき、当取引所が取得した個人情報の保護を適切に行ってまいりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。「個人情報の取扱い」及び「プライバシーポリシー」については、当取引所のホームページ（URL <http://www.nse.or.jp/>）にて掲載する予定です（3月30日掲載予定）。

平成16年12月28日金融庁公表資料「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する意見募集の結果について」より、抜粋

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)への意見一覧(抜粋)

番号	条文	質問の概要	回答
115	第5条 (第13条)	証券取引所の取引参加者や上場会社等が、証券取引法の規定に基づいて証券取引所が定める規則に従って、相場操縦的行為など不公正取引の防止等に必要な証券取引所の自主規制業務遂行のために必要な報告等をする場合については、本ガイドライン第5条第3項第1号及び第13条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」該当するとの理解でよいでしょうか。	御指摘の通りです。

「個人情報の保護に関する法律」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（抜粋）

(1) 利用目的による制限

個人情報の保護に関する法律

第 15 条（利用目的の特定）

- 1 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第 16 条（利用目的による制限）

- 1 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 （略）
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - ・法令に基づく場合

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

第 5 条 利用目的による制限（法第 16 条関係）

- 1 金融分野における個人情報取扱事業者は、法第 16 条に従い、あらかじめ本人の同意を得ないで、法第 15 条の規定に従い特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 金融分野における個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - ・法令に基づく場合

（例）

- ・所得税法第 234 条第 1 項等に基づいて税務当局が行う質問検査及び国税犯則取締法第 1 条等に基づいて収税官吏、徴税吏員の行う犯則事件の任意調査に応じる場合
- ・刑事訴訟法第 197 条に基づく捜査関係照会に応じる場合
- ・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律第 54 条第 1 項に基づき疑わしい取引を届け出る場合

(2) 第三者提供の制限

個人情報保護に関する法律

第 23 条 (第三者提供の制限)

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- ・ 法令に基づく場合

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

第 13 条 第三者提供の制限 (法第 23 条関係)

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、法第 23 条に従い、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人に同意を得ることなく、個人データを第三者に提供してはならない。

- ・ 法令に基づく場合 (その具体例は、第 5 条第 3 項と同じ。)